

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年10月23日
【会社名】	ジャパンベストレスキューシステム株式会社
【英訳名】	Japan Best Rescue System Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 榊原 暢宏
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦一丁目10番20号
【電話番号】	052-212-9900
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 葛川 遼佳
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦一丁目10番20号
【電話番号】	052-212-9908
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 葛川 遼佳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年10月23日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、平成27年10月16日付で、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、証券取引等監視委員会が内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、当社に対する金165百万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされたことを受け、平成27年10月23日開催の取締役会において、金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、課徴金（特別損失）を計上するものであります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成27年9月期の個別決算において、課徴金（特別損失）165百万円を特別損失として計上いたしました。

以 上